

報道関係各位

平成 30 年 7 月豪雨災害 被災者支援のための「支援金」及び 「義援金」の受け付けについて（第 3 報）

平成 30 年 7 月に発生した「平成 30 年 7 月豪雨災害」により、各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、平成 30 年 7 月 10 日から、被災された方々を支援することを目的に、次のとおり「支援金」及び「義援金」の募集を行っています。

このたび、「支援金」の受付口座を、みずほ銀行、三井住友銀行に加え、三井住友信託銀行も、追加開設しましたので、お知らせいたします。

1. 支援金

- (1) 名称 平成 30 年 7 月豪雨災害 ボランティア・NPO 活動サポート募金（ボラサポ・豪雨災害）
 (2) 受付期間 平成 30 年 7 月 10 日（火）から同年 9 月 28 日（金）まで
 (3) 使いみち 被災地で活動するボランティア・NPO 団体の活動資金に対する助成
 (4) 取扱い 平成 30 年 7 月 5 日からの、平成 30 年 7 月豪雨災害に対する活動にかかる費用を対象に助成します。

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
みずほ銀行	虎ノ門支店	(普) 2 8 5 6 7 1 7	(福) 中央共同募金会
三井住友銀行	東京公務部	(普) 1 7 7 6 3 1	(福) 中央共同募金会
三井住友信託銀行	本店営業部	(普) 0 4 9 6 0 6 2	(福) 中央共同募金会

クレジットカードを通じたご寄付も可能です。<「ボラサポ 豪雨災害」で検索>

※3 行ともに、本支店間での窓口および ATM からの振込手数料が無料となります

2. 義援金

- (1) 名称 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金
 (2) 受付期間 平成 30 年 7 月 10 日（火）から同年 9 月 28 日（金）まで
 (3) 使いみち 被災者へのお見舞金
 (4) 取扱い 被災状況に応じて按分の上、被災県共同募金会に送金し、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会を通じ、同委員会において定める配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

金融機関	支店名・口座番号		口座名義
ゆうちょ銀行	0 0 1 8 0 - 7 - 6 3 4 6 9 1		中央共同募金会 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	(普) 0 1 6 2 5 9 6	(福) 中央共同募金会
りそな銀行	東京公務部	(普) 0 1 2 6 7 9 9	(福) 中央共同募金会

※手数料等の取扱いは「募集要綱」をご参照ください。

●お問合せ先 社会福祉法人中央共同募金会
 T e l 0 3 - 3 5 8 1 - 3 8 4 6 メール info@c.akaihane.or.jp
 義援金について（担当：総務部 外山、仲本）
 支援金について（担当：基金事業部 丁、戸石、熊谷）
www.akaihane.or.jp